

議案第151号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

平成21年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
D第670号線	73 70	4 30	さいたま市南区辻二丁目1251番4地先	さいたま市南区辻二丁目1221番3地先	
D第671号線	60 24	4 00	さいたま市南区曲本一丁目189番2地先	さいたま市南区曲本一丁目189番7地先	
G第564号線	78 91	5 00	さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目158番4地先	さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目158番12地先	
22494号線	65 89	4 00	さいたま市見沼区大字中川字大山1127番1地先	さいたま市見沼区大字中川字大山1127番1地先	
22495号線	178 60	4 00 ~ 16 39	さいたま市見沼区大字上山口新田字屋敷26番地先	さいたま市見沼区大字上山口新田字屋敷56番1地先	
22496号線	131 35	5 00	さいたま市見沼区大字南中野字新田1188番3地先	さいたま市見沼区大字南中野字新田1188番3地先	
22497号線	80 65	4 00	さいたま市見沼区大字大谷字稻荷東324番15地先	さいたま市見沼区大字大谷字稻荷東324番12地先	
3594号線	159 08	6 00	さいたま市岩槻区東町二丁目471番2地先	さいたま市岩槻区東町二丁目471番38地先	